

① 件名	石巻市北上地区カントリーエレベーターの利用料金の改定について										
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 平成31年10月1日から消費税率10%への引上げに伴う改定料金への対応について、この度、本施設の指定管理者である「いしのまき農業協同組合」との協議が調ったもの。</p> <p>【目的】 消費税率の引上げに伴い、本施設の利用料金の見直しが必要となっていることから、適正な使用料を設定し、施設の安定した管理運営を図るもの。</p>										
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市カントリーエレベーター条例（平成25年7月16日条例第36号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 3 大地とともに生きる (1) 被災農林業への再建支援</p>										
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成30年10月 利用料金の見直しについて産業部内で検討 指定管理者（いしのまき農業協同組合）と消費増税に伴う利用料金の改定について協議										
⑤ 主な内容	<p>下記のとおり使用料を改定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">改 正</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米1キログラム当たり</td> <td>22円</td> <td>21円</td> </tr> </tbody> </table>			改 正	現 行	区 分	使用料	使用料	玄米1キログラム当たり	22円	21円
	改 正	現 行									
区 分	使用料	使用料									
玄米1キログラム当たり	22円	21円									
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 市内の同一施設との整合が図られ、施設の安定した管理運営が可能となる。</p> <p>【市財政への負担】 なし</p>										
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>【カントリーエレベーターに指定管理を導入している自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県大崎市（指定管理者：古川農業協同組合） ・青森県弘前市（指定管理者：つがる弘前農業協同組合） ・青森県つがる市（指定管理者：つがるにしきた農業協同組合） <p>※大崎市については、条例改正予定なし 青森県弘前市、青森県つがる市については、平成31年4月以降検討予定</p>										

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
平成31年	2月	市議会第1回定例会へ行政経営課から一括提案にて石巻市カントリーエレベーター条例の一部改正について提案 (平成31年10月1日施行)
	3月	指定期間内に指定管理者が設定する施設の利用料金体系について協議・承認
	10月	改定料金の施行
⑨ その他		